

様式第 16 号(第 15 条関係)

開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名	米子市上福原二丁目 1 番 6 5 号			地 位 の 承 継	承 継 人 の 住 所 及 び 氏 名		
	ナワタ不動産株式会社 代表取締役 縄田幸子						
開 発 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	平成 2 8 年 2 月 2 6 日 受米建指第 4 8 9 9 号			承 継 (受 理) 年 月 日		承 継 の 原 因	
許 可 内 容	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	米子市 上福原三丁目 1 5 5 1 番 2 1 5 5 1 番 3 1 5 5 1 番 4 1 5 5 5 番 1 3 1 5 5 5 番 1 4 1 5 5 5 番 1 5			備 考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等  2 許可条件 (1)この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること (2)開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること (3)万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届けること (4)法第 3 6 条第 3 項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません		
	開 発 区 域 の 面 積	1, 2 7 3. 6 5 m <sup>2</sup>	工 区 別 面 積				
	予 定 建 築 物 等	集合住宅、一般住宅 (自己用以外)					
	法 第 4 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 制 限 の 内 容						
変 更 許 可	年 月 日	変 更 の 内 容					
完 了 検 査	工 区 名	検 査 年 月 日	検 査 済 証	完 了 公 告 の 年 月 日 及 び 番 号			
		平成 2 8 年 3 月 3 0 日	平成 2 8 年 4 月 1 2 日 建指起第 1 2 1 号-1	平成 2 8 年 4 月 1 5 日 第 7 3 号			